

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>行田蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市大字貝塚字羽山一一六九番五地 先から同市大字閨戸字大山三九七五番 一地先まで（ただし、関係図面に表示 する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年八月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和三年一月十九日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第一号で告示した道 路予定区域の一部供用開始である。 延長 一五三・二〇メートル</p>	<p>備考</p>